

第8回天草市教育委員会臨時会会議録

1. 期 日 平成29年7月7日（金）午後4時30分開会

2. 場 所 天草市役所 庁議室

3. 本会議に出席した教育委員

委 員	花 里 昌 直	委 員	黒 鶴 進 治
委 員	行 合 八 恵 子	委 員	木 下 えり子
委 員	蓑 田 え り	教 育 長	石 井 二 三 男

4. 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	森 下 洋 一	教 育 総 務 課 長	柴 田 和 人
総務企画係長	出 永 圭 史		

5. 本会議に付した議題等

(1) 審議事項

議第28号 天草市教育委員会委員長の選挙について	(教育総務課)
議第29号 天草市教育委員会委員長職務代理者の指定について	(教育総務課)

6. 本会議の概要

(1) 開会

柴田課長 : ただ今から平成29年第8回天草市教育委員会臨時会を開催する。本日の臨時会の傍聴人はないことを報告する。

まず、教育委員の任命についての経緯を説明する。前教育委員長職務代理者である黒鶴委員が6月30日をもって任期満了となることに伴い、6月市議会定例会の最終日である6月23日に教育委員1名について同意がなされ、7月3日に市長より教育委員の辞令交付が行われ黒鶴委員が再任された。黒鶴委員に挨拶をお願いする。

(黒鶴委員挨拶)

柴田課長 : 次に、臨時会での審議に入る前に会議における臨時委員長の選任について説明する。教育委員長の任期は法律の規定により1年となっており、これにより前教育委員長の任期が6月30日で満了している。また、前教育委員長職務代理者である黒鶴委員の任期も6月30日で教育委員の任期が満了となった。この様なことから、現在、教育委員長及び教育委員長職務代理者が空席となっており、本日の臨時会において教育委員長の選挙及び教育委員長職務代理者の指定を議題として審議していただく。

なお、委員長及び委員長職務代理者が空席となっている場合、地方自治法第107条の規定を準用し、年長の委員に臨時の委員長の職務をお願いすることにしたい。この規定を準用してよろしいか。

(全員同意する)

柴田課長 : それでは年長であられる花里委員に臨時委員長をお願いする。

(花里委員 臨時委員長席へ)

議第 28 号 天草市教育委員会委員長の選挙について

花里臨時委員長：事務局から説明をお願いします。

柴田課長：議案書 1 ページをお願いします。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成 27 年 4 月 1 日より施行され、教育委員長と教育長を一本化した「新教育長制度」が導入されたところである。しかし、本市教育委員会では、現教育長の任期満了後となる平成 30 年 7 月から新教育長制度を導入することとしているため、経過措置期間中は改正前の「地方教育行政法」の規定により教育委員会を運営することになる。改正前の「地方教育行政法」の規定により教育委員長の任期は 1 年と定められており、花里前委員長の任期が 6 月 30 日で満了となっている。したがって、改正前の「地方教育行政法」の第 12 条第 1 項の規定により、教育委員長の選挙を行う必要があるため、本件のおり提案するものである。

なお、「選挙」の方法であるが、「投票」による方法と、「指名推選」による方法がある。このうち、「指名推選」とは、地方自治法第 118 条で規定されている議会における選挙の方法の一つで、直接、教育委員会の議決について規定するものではないが、この規定を準用するものである。

具体的には、「委員長候補をどなたかにご指名いただき、出席者全員の同意を得られた場合に、指名された方を当選人として定める」方法である。

教育委員会はいわゆる「合議体」であるので、「投票」で委員長を選出するよりも、全会一致を前提とする「指名推選」の方法が望ましいのではないかと、これまでこの方法が取られている。

なお、委員長の任期は改正前の「地方教育行政法」第 12 条第 2 項の規定により「1 年」となっている関係で、毎年、「委員長選挙」を行う必要があるが、再選を妨げるものではない。

花里臨時委員長：説明のおり、「投票」による方法と、「指名推選」による方法とがあるが、「指名推選」で決定するというところでよろしいか。

(全員同意する)

花里臨時委員長：それでは、「指名推選」による方法で決定することとする。なお、任期は 1 年であるが、再任を妨げないということである。委員からご推薦を頂きたい。

木下委員：「花里委員」に、引き続きお願いしたい。

花里臨時委員長：「木下委員」より「花里委員」が推薦されたが、他にご意見はないか。他にないようであれば、「花里委員」をお願いすることにしてよろしいか。

(全員同意する)

花里臨時委員長：それでは、「花里委員」を委員長として決定する。

花里委員長：ただ今、ご指名をいただき、委員長として決定していただいた。また 1 年、委員長を務めさせていただく。今後ともどうぞよろしくお願いしたい。

議第 29 号 天草市教育委員会委員長職務代理者の指定について

花里委員長：事務局から説明をお願いします。

柴田課長：議案書 2 ページをお願いします。本件についても、先ほどの「議第 28 号」において説明したとおり、平成 27 年 4 月 1 日から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に関する経過措置を本市教育委員会は取ることとしており、教育委員長の選出をしていただいたところである。改正前の「地方教育行政法」の第 12 条第 4 項において、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会が指定する委員がその職務を行う」と規定されているため、「委員

長職務代理者をあらかじめ指定すること」について、提案するものである。

花里委員長： 従前の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 12 条第 4 項の規定により、委員長職務代理者を指定する必要があるが、先ほどと同様にご推選いただきたい。

行合委員： 引き続き、「黒鶴委員」をお願いしたい。

花里委員長： 「行合委員」より「黒鶴委員」が推薦されたが、他にご意見はないか。他にないようであれば、「黒鶴委員」を委員長職務代理者に指定することとしてよろしいか。

(全員同意する)

花里委員長： それでは、「黒鶴委員」を委員長職務代理者に指定する。

事務局又は委員から他に何かないか。なければ以上をもって、本日の会議を閉じる。
大変お疲れ様でした。